

住民税非課税世帯などに10万円給付 臨時特別給付金

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、暮らしを支援する経済対策の一環として、住民税非課税の世帯などに現金10万円が支給されます。給付金を受け取るには、手続きが必要です。

※令和3年度分としてすでに給付金を受給した世帯は、再度受給することはできません。

1. 対象者

次のどちらかに該当する世帯 ※重複して給付を受けることはできません

- 令和4年6月1日時点で甲佐町に住民票があり、令和4年度の住民税が非課税の世帯
※住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成される世帯を除く
- コロナ禍の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当となった家計急変世帯

2. 申請方法

住民税非課税の世帯

世帯全員が令和3年12月10日以前から本町に住んでいる世帯

町から給付内容や住所・氏名・給付金振り込み口座番号などが書かれた確認書が届きます。内容を確認して、町に返送してください。

▶返送期限

令和4年10月14日（金）

※期限までに提出が無い場合は給付金を受け取れません

▶確認事項

- ・給付金振り込み口座番号に間違いはないか
- ・住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯でないか

令和3年12月11日以降の転入者がいる世帯

給付金を受け取るには申請が必要です。町から届く申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に返送してください。提出期限は、令和4年10月14日（金）必着です。

家計急変世帯

給付金を受け取るには、申請が必要です。町福祉課で配布する申請書に必要事項を記入して提出してください。（申請書は、町公式ウェブサイトからもダウンロードできます。）令和4年の収入額が確認できる書類などが必要です。

▶申請期限

令和4年9月30日（金）

住民税非課税相当とは

世帯員全員の年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12か月分）が住民税均等割非課税世帯水準以下であることを指します。詳しくは、令和4年中の給与明細書などを準備して町福祉課へご相談ください。



新型コロナウイルスの影響でない収入減少で給付を申請すると、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

3. お問い合わせ先

■制度に関すること

臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

（受付）午前9時～午後8時

■申請方法に関すること

甲佐町役場 福祉課

☎096-234-1114

（受付）平日 / 午前9時～午後5時

給付金を装った詐欺に注意 !!

絶対に教えない！ 渡さない！

マイナンバー

口座番号

通帳・キャッシュカード

暗証番号

※ 町や国の機関から A T M の操作をお願いすることは絶対にありません。

怪しいと感じたら、すぐに **町役場** または **御船警察署 (☎096-282-1110)** へお電話を！



◀ 4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を受ける高齢者

4回目のワクチン接種がスタート

新型コロナウイルス感染症

■ 4回目接種開始

7月19日（火）町総合保健福祉センター「鮎緑」で、4回目の新型コロナウイルスワクチンの集団接種が始まりました。今年の2月前半までに3回目を終えた接種対象者122人が訪れ、円滑に接種を終えました。

午後1時30分の開場と共に、接種希望者が順次来場。スタッフの案内に従って検温、酸素飽和度の測定、問診を経て、ファイザー社のワクチン接種を受けました。

県内でも7月中旬から新型コロナウイルスによる感染症患者が増加する中で実施された4回目の接種は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に、3回目の接種から5カ月が経過した60歳以上の人と、基礎疾患のある18歳～59歳の人を対象に実施しています。町健康推進課の上古閑課長は「本町でも、学校や家族内での感染が増えており、新型コロナウイルスの感染力

の強さを感じています。重症化を防ぐためにも早めの接種をお願いします」と呼び掛けました。

なお、モデルナ社ワクチンの個別接種も7月4日（月）から小屋迫医院でスタートしており、高齢者などを中心に4回目の接種が進んでいます。

■ 感染拡大を抑えるために

新型コロナウイルスによる感染症拡大を抑えるためには、基本的な感染症対策の徹底やワクチンの接種などが推奨されています。接種の対象となっている人は、早めの接種をお願いします。

町では、1～3回目のワクチン接種が完了していない人や小児ワクチン接種の予約受付も行っていきます。詳しくは、甲佐町新型コロナウイルス接種コールセンターまでお尋ねください。

▼ お問い合わせ先

甲佐町新型コロナウイルス接種コールセンター
0570・666・504